

令和6年度第1回 帯広市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日時 令和6年5月28日（火）19：00～19：30

2 会場 帯広市役所10階第6会議室

3 出席者委員 14名

被保険者を代表する委員

平田 とよ子 委員、高橋 久美子 委員、恩田 奈央 委員、辻 美帆 委員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

石川 忠孝 委員、川上 義史 委員、大滝 達哉 委員、中村 貴徳 委員

公益を代表する委員

古田 裕 委員、朝日 照夫 委員、佐藤 英晶 委員、外崎 裕康 委員

被用者保険等保険者を代表する委員

矢録 秀春 委員、海野 真彦 委員

4 議事録署名委員

古田 裕 委員、矢録 秀春 委員

5 傍聴者等

報道関係者 1名

6 事務局出席者 12名

石田 智之 市民福祉部こども健康担当参事、佐藤 淳 市民福祉部健康保険室室長、
城石 徹 政策推進部税務室室長、青木 慶宏 国保課課長、服部 亮 国保課課長補佐
松隈 聖子 収納課課長補佐、内藤 彩 国保課管理係係長、谷口 結美 国保課給付係係長
岩佐 直子 国保課給付係主査、小出 道也 国保課管理係主任、坂井 景二郎 国保課保険料係主任、
溝江 圭介 国保課管理係主任補、浦島 一樹 国保課管理係係員

7 会議次第

（1）開会

（2）参事挨拶

（3）議事

①諮問

令和6年度国民健康保険料率について

②報告

北海道国民健康保険料減免事務取扱いに係る標準例について

（4）その他

（5）閉会

8 議事概要

1 開会

【事務局】 ただいまより、令和6年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、委員の異動がありましたのでご紹介いたします。

「被保険者を代表する委員」について、川西農業協同組合、大正農業協同組合の役員改選に伴い、五十嵐 委員と戸井 委員が退任されました。

各農業協同組合より、後任として、フレッシュミズリーダー補佐の恩田 奈央 様、女性部 副部長の辻 美帆 様の推薦をいただきましたので、令和6年5月13日付で委員に委嘱しております。

それでは、新たに就任された、恩田 委員、辻 委員に、簡単に自己紹介をいただければと思います。

(各委員自己紹介)

ありがとうございました。

なお、国保の事務を担当しております事務局の職員につきましては、お手元の座席配置図のとおりですので、これをもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、これより先の議事進行につきましては、外崎会長にお願いいたします。

【会長】 皆さん、お晩でございます。この時期は役員会や総会の時期でお忙しい中、お集りいただきまして誠にありがとうございます。

これまでは18時30分開始でしたが、今回は19時開始ということで、皆さんが出席しやすい時間を設定させていただきましたところ、皆さん出席ということのようで、大変ありがたく感じます。

本日は円滑に進めて、活発な意見をいただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは石田参事よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

2 参事挨拶

【参事】 皆さん、こんばんは。

本日は、夜分にもかかわらず、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

委員の皆様には日頃から、帯広市の保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題は、「令和6年度の保険料率について」の諮問及び「北海道 国民健康保険料 減免事務取扱いに係る標準例について」の報告となります。

後ほど担当から詳しくご説明させていただきますが、本年度の保険料につきましては、1人当たり医療費が増加傾向にあり、納付金総額が増加する一方で、被保険者数が減少傾向であることから、全体的に負担が増加しているところでございます。そのため、医療費の適正化や基金の活用などにより、保険料上昇の抑制に努めているところではありますが、結果といたしまして一人当たりの保険料賦課額では昨年度より3.57%の増として、保険料率の案を取りまとめたところでございます。

また、北海道では保険料減免に係る基準の標準化を図るため、本年3月に標準例が策定されましたので、帯広市におきましても、影響の調査や対応についての検討を行ってまいります。

委員の皆様には、本市の国保事業の、一層の健全な運営に向け、忌憚のないご意見やご論議をいただき、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 石田参事、ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。古田委員、矢録委員よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 諮問 令和6年度国民健康保険料率について

【会 長】 続きまして、議事に入ります。

はじめに、諮問事項 令和6年度国民健康保険料率について、事務局より説明をお願いします。

【事 務 局】 それでは、諮問事項であります、令和6年度の国民健康保険料率につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書1ページをお開きください。

令和6年度の国民健康保険料率につきましては、議案書に記載のとおり算定をしております。

国民健康保険料は一世帯毎に賦課されますが、その内訳は、医療費等の支払いに充てる「医療保険分」、75歳以上の後期高齢者の方の医療費のうち4割相当分を拠出するための「後期高齢者支援金分」、40歳以上65歳未満の「介護2号被保険者」を対象に、介護保険料相当分として納めていただく「介護納付金分」、の3つの区分に分かれております。

また、それぞれの区分の保険料につきましては、世帯の所得額に基づき賦課される「所得割」、被保険者一人毎に賦課される「均等割」、一世帯毎に賦課される「平等割」の合計により計算されます。

今年度の保険料率のうち、①の医療保険分につきましては、
所得割率 7.93%、均等割額 27,590円、平等割額 28,200円、

②の後期高齢者支援金分は、
所得割率 2.44%、均等割額 8,930円、平等割額 9,130円、

③の介護納付金分は、
所得割率 1.81%、均等割額 9,490円、平等割額 7,410円
と算定しております。

これらの保険料率算定の考え方につきましては、2ページ目以降に記載しております。詳細については、担当より説明いたします。

【事務局】 それでは、令和6年度国民健康保険料率算定の考え方につきまして、ご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

まずは、保険料水準の平準化に向けた取り組みです。

都道府県単位化は、北海道内全体で、道内全体の医療費を負担しあう制度であるため、居住する市町村によらず、同じ世帯構成・所得であれば同程度の保険料負担となるよう、保険料水準の平準化を目指すこととされております。

帯広市では、令和6年度に標準保険料率と同様の賦課割合となるよう、段階的な見直しを行っており、令和6年度につきましては北海道より示された賦課割合に合わせ、所得割を49、均等割を31に改定し、平等割については20のまま据え置くこととしています。

次に、その他の制度改正についてです。

保険料賦課限度額につきましては、国において賦課限度額に達している世帯を全世帯の1.5%程度となるよう見直す方針に基づき、改定されてきました。今年度は後期高齢者支援金分を2万円引き上げたことから、帯広市においても同様に改定しております。

低所得世帯に対する保険料法定軽減判定基準額につきましては、物価等の上昇を踏まえ、本来対象とすべき世帯が引き続き対象となるよう、被保険者一人当たりの基準額が5割軽減で5千円、2割軽減で1万円引き上げられます。

このような前提条件の下、令和6年度の保険料率の算定を行っております。

次に3ページ、4ページをお開きください。

それぞれの区分毎に前年との比較を掲載しております。

医療保険分では、所得割率を0.24ポイント引き上げ、被保険者均等割額は670円、世帯別平等割額を1,560円引き上げております。また、一人当たり賦課額につきましては、4,886円、5.81%の増となっております。15円、3.57%増の改定となったところでございます。

保険料負担につきましては、納付金総額が増加し、被保険者数が減少しているため、一人当たりの負担は増加しております。

次に5ページの「モデルケース別・所得金額別保険料」の試算結果をご覧ください。モデルケース世帯別に令和5年度と令和6年度の保険料を比較したもので、資料右側に行くほど所得が高い世帯となります。所得800万円の一部の世帯について、負担減となっておりますが、それ以外の世帯は保険料負担が増加します。

続いて6ページから8ページにかけてが、保険料の積算内訳になりますが、算定の流れが分かりづらい部分がありますので、議案9ページの資料で説明させていただきます。

この資料は、実際の保険料率と標準保険料率の比較のために作成したもので、左から右に保険料率算定の流れを表しております。

まず、道から示された「納付金」34億25万1千円がスタートとなります。ここに、保健事業費や保険料還付金などの、個別の歳出2億15万6千円を加算し、一般会計からの繰入金、基金など個別の歳入10億7,022万2千円を減算し、保険料として集めなければならない額、保険料収納必要額を求めます。この金額が25億3,018万5千円となります。

保険料収納率が100%であれば、この額を保険料算定の基礎とできますが、収納率は100%ではないため、予定収納率92.83%で割り返し、保険料分を膨らませる必要があります。これに一般会計繰入金などで補てんされる軽減・減免額を加えた26億8,391万円が保険料算定の基礎となる「賦課総額」となります。

この「賦課総額」を賦課割合で按分し、それぞれを賦課標準所得や被保険者数、世帯数で割り返したものが、保険料率となります。

以上が医療保険分の「料率算定のしくみ」ということでございますが、「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」の積算のしくみも同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、この資料で標準保険料率との違いにつきまして、ご説明いたします。

標準保険料率は、北海道が納付金と合わせて算定するもので、標準保険料率で保険料を賦課すれば、概ね納付金の納付に必要な額を集められるものとして示されております。その率がページ右下の、所得割9.01%、均等割2万8,984円、平等割2万9,334円になります。

標準保険料率は全道で統一的に算定するため、細かな部分で各市町村の実情に合わない部分もありますので、各市町村では、標準保険料率を参考としつつも、独自に保険料率を算定しています。

令和6年度の保険料率算定における、帯広市の実際の保険料率と標準保険料率で取り扱いが異なる項目としましては、

図の中段、左から2列目の個別の歳入・歳出の内容です。標準保険料率では国の基準に基づく歳入・歳出のみを計上していますが、実際の算定に当たっては、標準保険料率では算入されていないが交付が見込まれる補助金や帯広市の基金などで、保険料収納必要額を抑制しております。

また、図の中段、4列目の保険料の予定収納率につきましては、標準保険料率では直近3カ年平均の率となっておりますが、帯広市では直近3カ年の最大値である令和4年度実績値を採用し、賦課総額が必要以上に大きく膨らまないよう算定しております。

このように、標準保険料率に比べ、より緻密な保険料率となるよう様々な工夫や配慮を重ねて保険料率を算定しているところでございます。

以上が、今年度の保険料率の改定に係る積算の内容とその結果でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

無いようですので、この件については、諮問案どおり承認することによってよろしいか、お諮りします。

(異議なしの声)

異議なしということで諮問案どおり、承認いたします。

(2) 報告 北海道国民健康保険料減免事務取扱いに係る標準例について

【会 長】 次に、報告事項「北海道国民健康保険料減免事務取扱いに係る標準例について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【事 務 局】 それでは、北海道国民健康保険減免事務取扱いに係る標準例につきまして、ご説明いたします。資料12ページをお開きください。

平成30年度からの都道府県単位化に伴い、北海道における事務基準の統一化に向けた検討が進められてきておりますが、保険料の減免基準につきまして、本年3月に「北海道国民健康保険料減免事務取扱いに係る標準例」が策定されたところであります。

この標準例における減免事由につきましては、表にありますとおり、災害によるもの、事業休廃止等によるもの、法第59条（収監等）によるもの、旧被扶養者を対象としたもの、生活保護によるもの、のア～オの5事由となっておりますが、それぞれの算出方法や対象となる保険料等について、市町村ごとの基準と相違があるものとなっております。

今後につきましては、帯広市の減免基準との差異による影響を調査するほか、標準化に向けたスケジュールの検討を行ってまいります。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。

これは、標準化に向けたスケジュールの検討をこれから行うということですね。

【事 務 局】 標準化ですが、都道府県単位化が令和12年度に決まっております、減免につきましても同じスケジュールという風になっております。北海道内のどの市町村に住んでいても同じ保険料になるという取り組みの一つと認識しております。

これから標準例と帯広市の減免の基準の相違点ですとか、どのような影響が生じるのかを精査いたしまして、被保険者の皆様の保険料負担の激変

が生じないようなスケジュールを検討してまいりたいと考えております。
以上です。

【会 長】 質問意見ございますか。
無いようですので、この件については以上とさせていただきます。

(3) その他

【会 長】 その他、委員の皆様から日頃疑問に思っていることをなどを含めて、ご意見やご質問があれば、よろしくお願いいたします。

【委 員】 収納率に係る問題なのですが、例えば口座振替という方法があるのですが、今は多様な支払い方があると思うんです。例えばカードですとか。帯広の国保は支払い方が少ない様な気がしているので、この辺りは今後どのような方向になっていくのか教えていただければと思います。

【会 長】 事務局の方、回答をお願いします。

【事 務 局】 支払いの仕方につきましては、納付書でお支払いいただく、あとは口座振替ですね。スマートフォンでの決済も始めているところで、クレジットカードの決済は検討をさせていただいているという状況でございます。

【事 務 局】 今、収納代行業者と契約いたしまして、コンビニやPaypayなどの電子決済を導入しております。先程、説明がありましたが、クレジットカードは現在利用できないのですが、税金の方で共通納税システムという国が作ったシステムがあり、税金の方は既に導入されています。国民健康保険や各種保険料においても利用できるよということ、国の方で順次拡大していく中で、そう遠くない時期に利用できるよになるのではないかとということで、現在情報収集に努めております。

【委 員】 わかりました。

【会 長】 他にございますか。
無いようですので、終了いたしたいと思います。事務局から連絡事項がありましたらお願いいたします。

【事 務 局】 次回、令和6年度第2回の運営協議会の日程につきましてご案内いたします。次回の会議は9月上旬を予定しております。内容につきましては、令和5年度の国民健康保険会計決算報告についてを予定しております。

【会 長】 本日は非常に円滑な運営となり、ありがとうございました。
これを持ちまして、本日の会議を終了いたします。